

鶴岡市農業委員会第10回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和3年 9月9日(木) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 3階 大会議室
出 席 農業委員	1番 石井 光明 2番 渡部 長和 3番 小林 義一 4番 佐藤 みほ 5番 工藤 久子 6番 大沼 恒司 7番 高橋 好博 8番 金野 匡良 9番 新館 登 10番 佐久間 豊
出 席 推進委員	1番 森 秀弘 2番 石川 守 3番 齋藤 功 4番 井上 佳奈子 5番 碓氷 伸 6番 齋藤 力 7番 高橋 聡 8番 丸山 伸一 9番 高橋 文雄 10番 前田 浩 11番 佐々木貢昌 12番 鈴木 聡 13番 伊藤 由紀子 15番 清野 吉喜
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	14番 亀井龍夫推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 黒井 布美 主査 坂田 英勝 専門員 北山 武徳 調整主任 金内かんな 主事 齋藤 柊士 羽黒分室調整主任 匹田 久雄 櫛引分室調整専門員 伊藤 淳 朝日分室主査 若生 文子
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日、欠席届は、14番 亀井龍夫推進委員より出ています。遅参・早退はありません。定足数に達しておりますので、ただ今より第10回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、2番 渡部長和委員と、3番 小林義一委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地の転用事実に関する照会について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《報告第1号 農地法第3条の規定による届出について》
	(説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説 明) 《報告第3号 農地の転用事実に関する照会について》
議 長	ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議 長	3条案件ですので、各担当委員より現地調査の報告をお願いします。 6番 大沼 恒司委員。
6 番 委 員	6番大沼です。13ページの藤6の案件であります。今月の2日に私と森委員、事務局の金内さんと3人で調査を行っております。私の田圃が向かい側にあり、■さんも、■■さんもよく知っております。■さんは元議員で、■■さんは■■農機の社長であり、今回の案件の両隣も■さんの所有する田圃で、2年ほど前から■■さんが耕作しております。現状としては、作付けはしておりません。先月田圃の中の草刈りをして、耕起したという状況であります。売却価格は、10a対価38万円と安く、事前相談等はありませんでしたが、農業機械がちょっと絡んでいるということを知るところであります。当地区は地元で管理組合等がございまして、用水および一般作業管理から期日を決め、やるまで最後まで指導する厳しい地域でございます。■■さんは必ずしも管理がいいという方ではございませんけれども、農業に対する意欲はあるということでございます。まずは農地法第3条第2項には該当しないということで報告いたします。
議 長	ありがとうございます。3番 小林 義一委員。
3 番 委 員	3番小林です。14ページの櫛15の案件ですが、9月3日の午後5時より、前田委員、私、事務局1名で現地調査を行いました。親子間の使用貸借であり、すべての農地をきちんと耕作しております。以上、農地法第3条第2項各項に該当しないことを報告致します。
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。

	(全員賛成)
議 長	全員賛成により議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り決しました。続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について≫
議 長	ありがとうございます。5条案件ですので現地調査の報告をお願いします。 8番 丸山 伸一 推進委員。
8 番 推 進 委 員	8番推進委員丸山です。羽3の件で9月2日15時より、私と金野委員、職員2名の計4名で現地確認した結果、何も問題のないことを確認しました。羽4と羽7も集落排水処理施設の解体ということで、今、隣接農地では秋そばが植えてありました。来季の作業に関しては何も問題ないことを確認いたしましたので、報告いたします。
議 長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について原案通り決しました。続きまして、議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について≫
議 長	ありがとうございます。それでは、審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。9番 高橋 文雄 推進委員
9 番 推 進 委 員	9番高橋です。砂利採取で掘ってみたら少なかつたのもっと掘れというような感じにとれるのですが、そんなに深くは掘れないと思うので、その辺の採掘状況はどうなっているのか説明をよろしく願いいたします。
事 務 局	今のところ進捗率が93%ということでして、委員のご指摘のとおり、全く採れていないわけではなく、予定よりもう少しかかるため、期間を延長するというで伺っております。
9 番 推 進 委 員	期間が4年3月19日までとなっていますが、来作の方はどうなるのでしょうか。
事 務 局	来作については特に影響がない範囲ということで伺っております。
議 長	他にございませんか？
	(発言者なし)

議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により議案第3号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について原案通り決しました。続きまして議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明)《議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について》
議 長	ありがとうございます。それでは、審議を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について、原案通り決しました。 次に農業者年金の裁定請求について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	(説 明)《農業者年金の裁定請求について》
議 長	ありがとうございます。報告事項であります。質問のある方は挙手を願います。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これを持ちまして第10回東部農地部会を終了いたします。
	閉 会 午前9:50
	<p>議 長 <u>佐久間 豊</u></p> <p>議 事 録 署名委員 <u>渡部 長和</u></p> <p>議 事 録 署名委員 <u>小林 義一</u></p>